

埼玉県企業内保育所ポータルサイト
制作業務委託仕様書

令和6年7月
埼玉県産業労働部多様な働き方推進課



目次

1.	はじめに	3
1.1.	目的	3
1.2.	用語の定義	3
1.3.	県ホームページシステム構成概要	4
2.	業務要件	4
2.1.	委託業務の内容	4
2.1.1.	サイト概要	5
2.1.2.	サイト構成・機能要件	5
2.1.3.	デザインページ作成要件	5
2.1.4.	掲載コンテンツ作成要件	6
2.1.5.	試験要件	6
2.1.6.	端末要件	6
2.1.7.	成果物の著作権要件	7
2.1.8.	その他	7
2.2.	委託期間	7
2.3.	業務の実施要件	7
2.4.	納入期限要件	7
3.	スケジュール	8
4.	成果物	8
5.	留意事項	8



- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1. はじめに

1.1. 目的

当該ポータルサイトは、県内の企業内保育所情報を閲覧・検索等できるポータルサイトを制作し、企業内保育所の周知や利用促進を目的とするものである。

1.2. 用語の定義

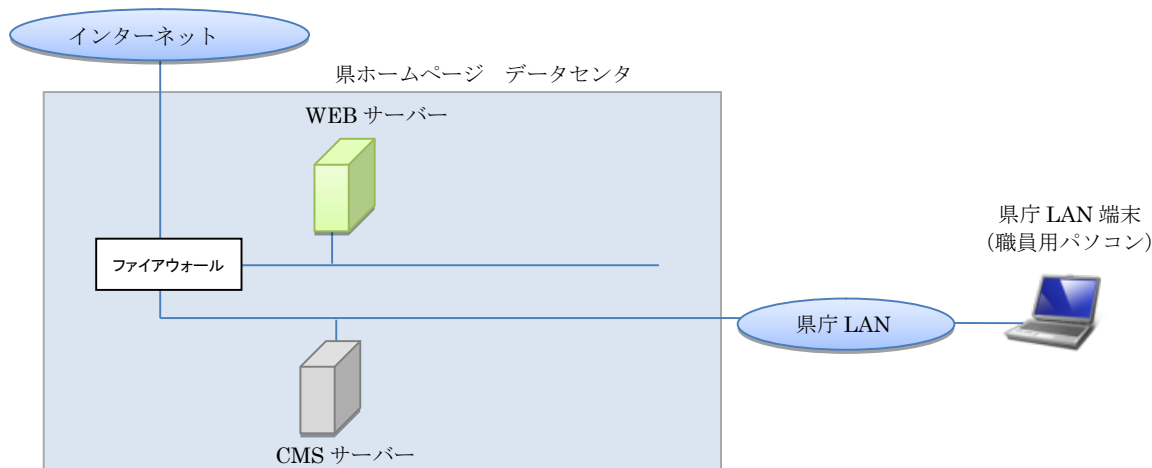
本仕様書に記載の主要な用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
県ホームページ	県民が閲覧する県公式ホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/) を、「県ホームページ」という。
県ホームページシステム (県 CMS)	県ホームページに掲載するコンテンツを管理するシステムを、「県ホームページシステム」または「県 CMS」という。 なお、県ホームページシステムで採用しているパッケージは以下のとおり。 パッケージ名 CMS-8341/やさしい 製造元 グローバルデザイン株式会社
テンプレート	県 CMS で公開するページを生成するための雛形を、「CMS テンプレート」または単に「テンプレート」という。CMS テンプレートは県 CMS のパッケージの仕様に従って作成する必要がある。具体的な仕様は、契約後に貸与する「テンプレート作成手順書」による。
固有テンプレート	トップページやメニューページなど、固有のページを作成するためのテンプレートを「固有テンプレート」という。
機能テンプレート	固有テンプレートのうち、プログラムによって動作するように作成された部分が中心のテンプレートを「機能テンプレート」という。固有テンプレートに、ライブラリー(パーツ)を設定するだけの場合もある。
雛形テンプレート	施設詳細など、各ページで共通的に利用するテンプレートを「雛形テンプレート」という。
定型テンプレート	雛形テンプレートのうち、定型的な項目の入力によって作成されるテンプレートを、「定型テンプレート」という。
デザインページ	CMS テンプレートに適用されるデザインのもととなる HTML ページを「デザインページ」という。
WEB サーバー	県ホームページを外部に公開するためのサーバーを、「WEB サーバー」という。
CMS 事業者	県 CMS を運用・管理している事業者を、「CMS 事業者」という。なお、本件の CMS 事業者はグローバルデザイン株式会社である。



1.3. 県ホームページシステム構成概要

県ホームページシステムの構成概要は以下のとおり。構成図の詳細については契約後受託者に提示する。



2. 業務要件

2.1. 委託業務の内容

a サイト構成、テンプレート及び掲載コンテンツの作成等

- ・ CMS事業者と綿密な調整を行い、以下の要件を踏まえ、サイト構成、サイトデザイン、テンプレート、デザインページの作成、試験を行うこと。
- ・ サイトは、埼玉県情報システム戦略課の運営する埼玉県ホームページのWEBサーバー及び県CMSを使用して作成すること。
- ・ 本業務における本県及び受託者、CMS事業者の役割分担は【資料1】「役割分担表」に示す。
なお、【資料1】で示すCMS事業者の役割も本業務に含めることとし、受託者はCMS事業者と再委託契約を結び、CMS事業者の行う業務に係る費用をCMS事業者に支払うものとする。

b サイト開設時のデータ入力

サイト開設前に本県が収集した企業内保育所の情報をサイトへ掲載すること（文字、画像等）。

c サイト開設後における修正等の対応

サイト開設後の必要となる修正を行うこと。

d 広報用素材の作成

- ・ サイトのヘッダー画像などサイト作成に使用したデザインを流用して、ポータルサイトの広報に使用できる画像素材を作成すること。
- ・ 画像の大きさは縦500px × 横500pxで作成すること。
- ・ 画像を見ただけで事業内容のイメージができるロゴデザインを制作すること。
- ・ より多くの県内企業内保育所の設置事業者、共同利用を検討している事業者、利用を検討する利用者並びに企業内保育所の設置企業から就職を希望する求職者などにサイトを閲覧してもらえるような効果的なチラシデザインを制作すること。



2.1.1. サイト概要

スマートフォンやタブレットにも対応したサイトを作成する。

2.1.2. サイト構成・機能要件

- ・ サイト構成は、【資料 2】「埼玉県企業内保育所ポータルサイト構成要件」に示した要件に従ったサイトを構成すること。ただし、必要に応じて県と受託者が協議し構成を変更することができる。
- ・ 企業内保育所情報の追加作成、更新、修正がシンプルかつ簡単に操作できるような構成・機能とすること。
- ・ 画像やイラスト等が簡単に反映できるようにすること。

2.1.3. デザインページ及びテンプレート作成要件

- ・ サイトデザインを作成すること。なお、必要デザインページ数については、【資料 2】「2. 作成ページ一覧」を参照すること。
- ・ 写真やイラストを適切に使用するなど、情報を検索しやすく、幅広いサイト利用者を想定し、視覚的にデザインや機能性に優れたものを作成すること。
- ・ 年齢や性別にかかわらず利用しやすいよう、わかりやすいデザインを作成すること。
- ・ デザインページの作成にあたっては、【資料 2】「3. デザインページ作成要件」にある内容及び契約後に貸与する「テンプレート作成手順書」の内容を配慮し、作成すること。
- ・ 機能テンプレートに対するページについては、サーバサイドのプログラムの開発はCMS事業者が行うが、タブの切り替え等画面上の動作に必要な JavaScript 等は納品物に含むこと。
- ・ 機能テンプレートで、結果表示が切り替わる場合の画面のデザインを含むこと。
- ・ 各ページには、共通化したヘッダー、フッター、グローバルナビ、ディレクトリ内検索、パンくずを設置すること。なお、トップページのそれらのデザインについては独自なものとし、パンくずの設置は任意とする。
- ・ 特に指定のないかぎり、原則すべてのページを PC 及びスマートフォンに対応させること。また、当該対応は、レスポンシブウェブデザインにより対応すること。
- ・ XHTML 1.0 Transitional+CSS3 で記述すること。
- ・ 文字コードは「UTF-8」とすること。
- ・ スタイルの記述は、インラインではなく外部スタイルシート(/shared/style/)として記述すること。
- ・ 共通の画像ファイルなどについては「/shared/images/」に保存すること。
- ・ 個別の Javascript などは CMS 事業者と協議の上、調整を行うこと。
- ・ 各ページは、日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 に基づき定められた「埼玉県ホームページアクセシビリティガイドライン」の基準に従って作成すること。
- ・ 作成したデザインは、県で確認及び検証した結果、問題があると判断した場合は、修正を行い、県の検証に合格するまで修正作業を行うこと。



2.1.4. 掲載コンテンツ作成要件

- ・ 各ページに掲載する方法については提案を受けるものとし、掲載する企業内保育所の情報収集は県が行うものとする。
- ・ 受託者は、CMS 事業者と円滑な連携をとったページ作成を行うこと。

2.1.5. 試験要件

- ・ 作成したデザインページに関する以下の試験を行うこと。

No	試験	内容	対象
1	XHTML 試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://validator.w3.org/	全ページ
2	CSS 試験	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://jigsaw.w3.org/css-validator/	全ページ
3	ウェブアクセシビリティ試験	下記のサイトの miChecker (エムアイチェッカー)を用いて行うこと。 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/miChecker_download.html	全ページ
4	ユーザビリティ試験	県の担当者同席のもと、受託者(ユーザビリティについて知見を有する者)と共同で行うこと。	全ページ ※ただし、記述内容が同一のものについては省略してもよい。
5	カラーコントラストチェック	下記のチェックツールを用いて行うこと。 http://weba11y.jp/tools/cca/	全ページ

- ・ 試験は作業の初期段階及び完了前に行いその結果を県に報告し、承認を受けること。
- ・ 試験は納品前までに全て完了させ、試験結果表とともに県に提出し、承認を受けること。

2.1.6. 端末要件

- ・ デザインされたページは、以下の端末 OS 及びブラウザで利用可能なこと。

端末種別	OS	ブラウザ
PC	Windows7(日本語版)以上	Internet Explorer11 以上 Microsoft Edge 最新版(Windows10 の場合) Firefox 最新版 Google Chrome 最新版
	MacOS X(日本語版)以上	Safari 最新版 Google Chrome 最新版



スマートフォン	Android	Android4 以降の標準ブラウザ
	iPhone5 以降	iOS11.0 以降の標準ブラウザ

2.1.7. 成果物の著作権要件

- ・ 本業務で新たに作成された成果物の著作権については、埼玉県に帰属すること。ただし、写真の素材等の第三者の著作物を利用した成果物についてはその限りではない。
- ・ 本業務の成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉及び処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

2.1.8. その他

- ・ 上記要件以外に本業務を運用する上で、必要となる作業・物品がある場合は適宜、受託者が実施・調達すること。
- ・ 本業務におけるCMS事業者との調整は受託者が行うものとする。なお、CMS事業者との調整のための費用は受託者が負担するものとする。

2.2. 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

2.3. 業務の実施要件

- ・ 契約後すみやかに県担当者、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について本県へ提示・説明を行うこと。
- ・ 県担当者と開催した会議については、実施後3日以内に議事録を提出すること。
- ・ 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、県担当者へ定期的に報告を行うこと。

2.4. 納入期限要件

- ・ サイト公開3日前までにすべての試験工程を完了し、県担当者の検査を受け検査合格を受領すること。
- ・ サイトは令和7年1月中に公開すること。



3. スケジュール

本業務のスケジュールの目安は、以下の通りとする。

(1) サイト公開時期

- ・ 令和6年8月下旬 契約
- ・ 令和6年9月 要件定義・設計承認
- ・ 令和6年9～10月 デザイン・テンプレート承認
- ・ 令和6年10～11月 コンテンツ承認
- ・ 令和6年11～12月 試験
- ・ 令和7年1月 納品・公開

(2) 広報

- ・ 令和7年1月 チラシデザインの作成・納品

4. 成果物

成果物として、以下のドキュメント等を作成し提出すること。成果物は、電子媒体(CD-ROM等)で1部提出すること。電子媒体については、ウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。報告書等の内容については、事前に県の承認を受けること。実施計画書(実施手順、スケジュール、体制は必ず含めること。)

- (1) 事業実施報告書
- (2) 広報用画像
- (3) チラシ PDF データ及び電子データ(編集可能な形式とする)
- (4) 操作マニュアル
- (5) その他、委託者と受託者との間の協議により適当と認めたもの

5. 留意事項

- (1) 受託者は、県が指定する場合を除いて、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は、最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制(緊急連絡網等)については、本委託業務開始時に埼玉県に



報告する。

- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) この契約により作成される成果物の著作権（著作権法第 21 条から同第 28 条に定める権利を含み、受託者又は第三者が本契約締結前から有していた著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除く。）は埼玉県に無償で譲渡するものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。